



○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

※給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②合計所得金額が 3,000 万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③入居した年及びその年の前後 2 年以内に譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）を受けている場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」を受ける場合この控除は受けられません。

○住宅ローン減税の延長措置（令和 3 年度税制改正）

- ①現行の控除期間 13 年の措置について、契約期限（注文住宅は令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月、分譲住宅等は令和 2 年 12 月～令和 3 年 11 月）と入居期限（令和 3 年 1 月～令和 4 年 12 月）を満たす人に適用されます。
- ②控除期間 13 年の措置の延長分については、床面積要件を 40 m²以上に緩和します。ただし、合計所得金額が 1,000 万円以下の人に限定します。
- ③床面積要件が 50 m²以上の場合は、所得要件等について変更はありません。

(2) 住宅耐震改修特別控除

○対象となる住宅

平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した住宅で現行の耐震基準に適合しないものに限り。）の住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

(3) 住宅特定改修特別税額控除

○対象となる住宅

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までにマイホームを、①特定個人※が一定のバリアフリー改修工事や、②個人が一定の省エネ改修工事又は、③個人が多世帯同居改修工事等をして居住の用に供した場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。



※特定個人：(a)～(d)のいずれかに当てはまる人

- (a) 50歳以上の人
- (b) 介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている人
- (c) 所得税法上の障害者である人
- (d) (b)もしくは(c)に当てはまる人又は65歳以上の親族と同居している人

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには「工事費が50万円を超えること」など一定の要件があります。
- ②合計所得金額が3,000万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③前年以前3年分の所得税においてこの控除を適用した場合、この控除は受けられません。
- ④「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

(4) 認定住宅新築等特別税額控除

○対象となる住宅

平成21年6月4日から令和3年12月31日までに、認定長期優良住宅を新築又は新築で購入して居住の用に供した場合、又は、平成26年4月1日から令和3年12月31日までに認定低炭素住宅を新築又は新築で購入して居住の用に供した場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②入居した年の合計所得金額が3,000万円を超える場合、この控除は受けられません。
- ③入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）の適用を受ける場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

問合せ

三条税務署 TEL:(代表)0256-32-6211(自動音声案内)